

小田原市特定空家等判断基準の一部改正について

1 背景・目的

本市では、平成29年12月に小田原市特定空家等判断基準を策定し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」を判断してきました。

国では、令和5年6月に法改正し、特定空家等に加え、新たに、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を「管理不全空家等」として、法第13条第1項に規定しました。

そこで、神奈川県「管理不全空家等及び特定空家等の判断マニュアル（案）」を参酌して作成された県西地域管理不全空家等判断基準策定勉強会の「管理不全空家等及び特定空家等判断基準（案）」を踏まえ、現行の「小田原市特定空家等判断基準」に、管理不全空家等の判断基準を追加する一部改正を行うものです。

2 改正内容

・管理不全空家等の位置付け

空家等立入調査結果票に基づいた調査結果における判定について、「判定2」を「管理不全空家等」として位置付け（判断基準P. 3、11）

3 小田原市特定空家等判断基準の一部改正案

別紙のとおり

4 改正日（案）

令和7年3月